主眼事項及び着眼点（放課後等デイサービス）

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
第１　基本方針		法第21条の５の18
	（１）放課後等デイサービスに係る指定通所支援（指定放課後等デイサービス）の事業を行う者（指定放課後等デイサービス事業者）は、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努めているか。	平24厚令15第３条第２項
	（２）指定放課後等デイサービス事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（~~第４の10及び39において「障害福祉サービス」という。~~）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	平24厚令15第３条第３項
	（３）指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。	平24厚令15第３条第４項
	（４）指定放課後等デイサービスの事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。	平24厚令15第65条
第２　人員に関する基準 １　従業員の員数		法第21条の５の~~18~~19第１項
	（１）指定放課後等デイサービス事業者が指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 一　児童指導員~~又は~~、保育士又は障害福祉サービス経験者　指定放課後等デイサービスの単位（指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員~~又は~~、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上	平24厚令15第66条第１項 平24厚令15第66条第４項

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	イ　障害児の数が10までのもの　２以上 ロ　障害児の数が10を超えるもの　２に、障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 二　児童発達支援管理責任者　１以上	
	（２）（１）の各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が置かれているか。（この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位（指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。）	平24厚令15第66条第２項 平24厚令15第66条第４項
	（３）（１）及び（２）の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 （ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。） 一　嘱託医　１以上 二　看護~~師~~職員　１以上 三　児童指導員又は保育士　１以上 四　機能訓練担当職員　１以上 五　児童発達支援管理責任者　１以上	平24厚令15第66条第３項
	（４）（１）の児童指導員~~又は~~、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、１人以上は、常勤となっているか。	平24厚令15第66条第５項
	（５）（１）の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。	平24厚令15第66条第６項
	（~~５~~６）（１）に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、１人以上は、専任かつ常勤となっているか。	平24厚令15第66条第~~６~~７項
２　管理者	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。（ただし、指定放課後等デイサービス事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定放課後等デイサービス事業所の他	平24厚令15第67条 平24厚令15第７条準用

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）	
3　従たる事業所を設置する場合における特例	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所~~（児童発達支援センターであるものを除く。）~~における主たる事業所（（２）において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（（２）において「従たる事業所」という。）を設置することができる。	平24厚令15第67条 平24厚令15第８条第１項準用
	（２）従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平24厚令15第67条 平24厚令15第８条第~~１~~２項準用
第３　設備に関する基準		法第21条の５の~~18~~19第２項
	（１）指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けているか。	平24厚令15第68条第１項
	（２）（１）に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。	平24厚令15第68条第２項
	（３）（１）に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）	平24厚令15第68条第３項
第４　運営に関する基準 １　利用定員	指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上となっているか。（ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあっては、利用定員を５人以上とすることができる。）	法第21条の５の~~18~~19第２項 平24厚令15第69条
２　内容及び手続の説明及び同意	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定保護者が指定放課後等デイサービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定放課後等デイサービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第12条第１項準用

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	（２）指定放課後等デイサービス事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第12条第２項準用
３　契約支給量の報告等	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供するときは、当該放課後等デイサービスの内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定放課後等デイサービスの量（（２）において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（（３）及び（４）において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第13条第１項準用
	（２）契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第13条第２項準用
	（３）指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第13条第３項準用
	（４）指定放課後等デイサービス事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について（１）から（３）に準じて取り扱っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第13条第４項準用
４　提供拒否の禁止	指定放課後等デイサービス事業者は、正当な理由がなく、指定放課後等デイサービスの提供を拒んでいないか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第14条準用
５　連絡調整に対する協力	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第15条準用
６　サービス提供困難時の対応	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の通常の事業の実施地域（当該指定放課後等デイサービス事業所が通常時に指定放課後等デイサービスを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定放課後等デイサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定放課後等デイサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第16条準用
７　受給資格の確認	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種	平24厚令15第71条 平24厚令15第17条準用

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	
8　障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第18条第１項準用
	（２）指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第18条第２項準用
9　心身の状況等の把握	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第19条準用
10　指定障害児通所支援事業者等との連携等	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第20条第１項準用
	（２）指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第20条第２項準用
11　サービス提供の記録	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該指定放課後等デイサービスの提供日、内容その他必要な事項を当該指定放課後等デイサービスの提供の都度記録しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第21条第１項準用
	（２）指定放課後等デイサービス事業者は、（１）の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定放課後等デイサービスを提供したことについて確認を受けているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第21条第２項準用
12　指定放課後等デイサービス事業者が通所給付決定保護者に求めることのでき	（１）指定放課後等デイサービス事業者が、指定放課後等デイサービスを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所	平24厚令15第71条 平24厚令15第22条第１項準用

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
る金銭の支払の範囲等	給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	
	（２）（１）の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。（ただし、13（１）から（３）までに規定する支払については、この限りでない。）	平24厚令15第71条 平24厚令15第22条第２項準用
13　通所利用者負担額の受領	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	平24厚令15第70条第１項
	（２）指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。	平24厚令15第70条第２項
	（３）指定放課後等デイサービス事業者は、（１）及び（２）の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。	平24厚令15第70条第３項
	（４）指定放課後等デイサービス事業者は、（１）から（３）までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。	平24厚令15第70条第４項
	（５）指定放課後等デイサービス事業者は、（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。	平24厚令15第70条第５項
14　通所利用者負担額に係る管理	指定放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定放課後等デイサービス事業者が提供する指定放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デ	平24厚令15第71条 平24厚令15第24条準用

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	イサービス及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。	
15　障害児通所給付費の額に係る通知等	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領により指定放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第25条第１項準用
	（２）指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第25条第２項準用
16　指定放課後等デイサービスの取扱方針	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、放課後等デイサービス計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定放課後等デイサービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第26条第１項準用
	（２）指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第26条第２項準用
	（３）指定放課後等デイサービス事業者は、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第26条第３項準用
	（４）指定放課後等デイサービス事業者は（３）の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。 一　当該放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三　指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況	平24厚令15第71条 平24厚令15第26条第４項準用

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	四　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五　当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 六　緊急時等における対応方法及び非常災害対策 七　指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況	
	（５）指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね１年に１回以上、（４）の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第26条第５項準用
17　放課後等デイサービス計画の作成等	（１）指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定放課後等デイサービスに係る通所支援計画（放課後等デイサービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第１項準用
	（２）児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第２項準用
	（３）児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第３項準用
	（４）児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの具体的内容、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定放課後等デイサービス事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて放課後等デイサービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第４項準用

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	（５）児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、放課後等デイサービス計画の原案について意見を求めているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第５項準用
	（６）児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該放課後等デイサービス計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第６項準用
	（７）児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画を作成した際には、当該放課後等デイサービス計画を通所給付決定保護者に交付しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第７項準用
	（８）児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。モニタリング）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて、当該放課後等デイサービス計画の変更を行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第８項準用
	（９）児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一　定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第９項準用
	（10）放課後等デイサービス計画の変更については、（２）から（７）までの規定に準じて行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第10項準用
18　児童発達支援管理責任者の責務	児童発達支援管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 一　19に規定する相談及び援助を行うこと。 二　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	平24厚令15第71条 平24厚令15第28条準用
19　相談及び援助	指定放課後等デイサービス事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第29条準用

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
20　指導、訓練等	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第30条第１項
	（２）指定放課後等デイサービス事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第30条第２項準用
	（３）指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第30条第３項準用
	（４）指定放課後等デイサービス事業者は、常時１人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第30条第４項準用
	（５）指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定放課後等デイサービス事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第30条第５項準用
21　社会生活上の便宜の供与等	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第32条第１項準用
	（２）指定放課後等デイサービス事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第32条第２項準用
22　緊急時等の対応	指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第34条準用
23　通所給付決定保護者に関する市町村への通知	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第35条準用
24　管理者の責務	（１）指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第36条第１項準用

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	（２）指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第４章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第36条第２項準用
25　運営規程	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　利用定員 五　指定放課後等デイサービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六　通常の事業の実施地域 七　サービスの利用に当たっての留意事項 八　緊急時等における対応方法 九　非常災害対策 十　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 十一　虐待の防止のための措置に関する事項 十二　その他運営に関する重要事項	平24厚令15第71条 平24厚令15第37条準用
26　勤務体制の確保等	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対し、適切な指定放課後等デイサービスを提供することができるよう、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第38条第１項準用
	（２）指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者によって指定放課後等デイサービスを提供しているか。（ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）	平24厚令15第71条 平24厚令15第38条第２項準用
	（３）指定放課後等デイサービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第38条第３項準用
27　定員の遵守	指定放課後等デイサービス事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定放課後等デイサービスの提供を行っていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）	平24厚令15第71条 平24厚令15第39条準用
28　非常災害対策	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、消火設備	平24厚令15第71

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	条 平24厚令15第40条第１項準用
	（２）指定放課後等デイサービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第40条第２項準用
29　衛生管理等	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第41条第１項準用
	（２）指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第41条第２項準用
30　協力医療機関	指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第42条準用
31　掲示	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第43条準用
32　身体拘束等の禁止	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第44条第１項準用
	（２）指定放課後等デイサービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第44条第２項準用
33　虐待等の禁止	指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第45条準用
~~35~~34　秘密保持等	（１）指定放課後等デイサービス事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得	平24厚令15第71条

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平24厚令15第47条第１項準用
	（２）指定放課後等デイサービス事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第47条第２項準用
	（３）指定放課後等デイサービス事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第47条第３項準用
~~38~~35　情報の提供等	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行~~うよう努めて~~っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第48条第１項準用
	（２）指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第48条第２項準用
~~39~~36　利益供与等の禁止	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定放課後等デイサービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第49条第１項準用
	（２）指定放課後等デイサービス事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第49条第２項準用
~~40~~37　苦情解決	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、その提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第50条第１項準用

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	（２）指定放課後等デイサービス事業者は、（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第50条第２項準用
	（３）指定放課後等デイサービス事業者は、その提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の５の~~21~~22第１項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の~~市~~長とする。）又は市町村長（都道府県知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定放課後等デイサービス事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第50条第３項準用
	（４）指定放課後等デイサービス事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、（３）の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第50条第４項準用
	（５）指定放課後等デイサービス事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第50条第５項準用
~~41~~38　地域との連携等	指定放課後等デイサービス事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第51条第１項準用
~~42~~39　事故発生時の対応	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第52条第１項準用
	（２）指定放課後等デイサービス事業者は、（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第52条第２項準用
	（３）指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第52条第３項準用
~~43~~40　会計の区分	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに経理を区分するとともに、	平24厚令15第71条

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	指定放課後等デイサービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平24厚令15第53条準用
4441　記録の整備	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 （２）指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から５年間保存しているか。 一　11（1）により規定する提供した指定放課後等デイサービスに係る必要な事項の提供の記録 二　放課後等デイサービス計画 三　23に規定する市町村への通知に係る記録 四　32（2）に規定する身体拘束等の記録 五　37（2）に規定する苦情の内容等の記録 六　39（2）に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平24厚令15第71条 平24厚令15第54条第１項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第54条第２項準用
第５　共生型障害児通所支援に関する基準		法第21条の５の17
1　共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定生活介護事業者の基準	放課後等デイサービスに係る共生型通所支援（共生型放課後等デイサービス）の事業を行う指定生活介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。 一　指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。 二　共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	平24厚令15第71条の2 平24厚令15第54条の2準用
2　共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定通所介護事業者等の基準	共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定通所介護事業者等）が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。 一　指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が３平方メート	平24厚令15第71条の2 平24厚令15第54条の3準用 平11厚令37 平18厚令34

<table>
<tr><th>主眼事項</th><th>着　眼　点</th><th>根拠法令</th></tr>
<tr><td></td><td>ル以上であること。
二　指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
三　共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</td><td></td></tr>
<tr><td>３　共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準</td><td>共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。
一　指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所等）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては、１８人）以下とすること。
二　指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。）を登録定員の２分の１から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲とすること。
<table><tr><th>登録定員</th><th>利用定員</th></tr><tr><td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr></table></td><td>平24厚令15第71条の2
平24厚令15第54条の4準用
平18厚令34
平18厚令36
平18厚令171
平24厚令15第72の２</td></tr>
</table>

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	28人 ／ 17人 29人 ／ 18人 三　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 四　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。 五　共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	
4　準用	（平成24年厚生労働省令第15号第7条、第8条、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54の４条まで、第65条及び第70条の規定を準用）	平24厚令15の第71条の２
第~~5~~ 6　基準該当通所支援に関する基準		法第21条の５の４第１項第２号
1　従業者の員数	（１）放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（基準該当放課後等デイサービス）の事業を行う者（基準該当放課後等デイサービス事業者）が当該事業を行う事業所（基準該当放課後等デイサービス事業所）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 一　児童指導員~~又は~~、保育士又は障害福祉サービス経験者　基準該当放課後等デイサービスの単位（基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員~~又は~~、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ　障害児の数が10までのもの　２以上 ロ　障害児の数が10を超えるもの　２に、障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 二　児童発達支援管理責任者　１以上	平24厚令15第71条の~~2~~ 3第１項 平24厚令15第71条の~~2~~ 3第２項
	（２）（１）の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士	平24厚令15第71条の３第３項

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	となっているか。	
2　設備	（１）基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	平24厚令15第71条の~~3~~4第１項
	（２）（１）に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。	平24厚令15第71条の~~3~~4第２項
	（３）（１）に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものであるか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）	平24厚令15第71条の~~3~~4第３項
3　利用定員	基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上としているか。	平24厚令15第71条の~~3の2~~5
4　準用	（平成24年厚生労働省令第15号第７条、第12条から第22条まで、第25条第２項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第１項、第52条から第54条まで、第54条の~~6~~10から第54条の~~8~~12まで、第65条及び第70条（第１項を除く。）の規定を準用）	平24厚令15第71条の~~4~~6
第~~6~~7　多機能型事業所に関する特例		法第21条の５の~~18~~19
1　従業者の員数に関する特例	（１）指定放課後等デイサービス事業者が多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下（２）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 一　児童指導員~~又は~~、保育士又は障害福祉サービス経験者　指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる児童指導員~~又は~~、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ　障害児の数が10までのもの　２以上 ロ　障害児の数が10を超えるもの　２に、障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 二　児童発達支援管理責任者　１以上	平24厚令15第80条第１項（第66条第1項適用）
	（２）（１）の各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が置かれ	平24厚令15第80条第１項（第66条第2項、

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	ているか。（この場合において、当該機能訓練担当職員が指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員~~又は~~、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。）	第4項適用）
	（３）利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第２の１の（４）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、１人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	平24厚令15第80条第２項
２　設備に関する特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	平24厚令15第81条
３　利用定員に関する特例	（１）多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第４の１の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。	平24厚令15第82条第１項
	（２）利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第４の１の規定にかかわらず、指定放課後等デイサービスの利用定員を５人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて５人以上）とすることができる。	平24厚令15第82条第２項
	（３）（１）及び（２）の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第４の１の規定にかかわらず、その利用定員を５人以上とすることができる。	平24厚令15第82条第３項
	（４）（２）の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第４の１の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。	平24厚令15第82条第４項

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	（５）離島その他の地域であって平成24年厚生労働省告示第232号「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、（２）中「20人」とあるのは、「10人」とする。	平24厚令15第82条第５項 平24厚告232
第~~7~~ 8　変更の届出等	（１）指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定に係る放課後等デイサービス事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定放課後等デイサービスの事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第21条の５の~~19~~20第~~1~~ 3項 施行規則第18条の35第１項～第３項
	（２）指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第21条の５の~~19~~20第~~2~~ 4項 施行規則第18条の35第４項
第~~8~~ 9　障害児通所給付費の算定及び取扱い １　基本事項		法第21条の５の３第２項
	（１）放課後等デイサービスに要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第３により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める１単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告122の一 平24厚告128
	（２）（１）の規定により、放課後等デイサービスに要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122の二
２　放課後等デイサービス給付費（授業終了後に行う場合）	（１）障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービス~~又は基準該当放課後等デイサービス~~を行う場合（共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。）及び~~又は~~重症心身障害児に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合については、学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児（就学児）に対し、授業終了後に指定放課後等デイサービスの単位（平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の	平24厚告122別表第３の１の注１ 平24厚令15第66条第4項 平24厚告269の八

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（指定通所基準）第66条第4項に規定する指定放課後等デイサービスの単位。）（障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。）については平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の八に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）~~指定放課後等デイサービスの単位~~において、指定放課後等デイサービス（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービス）を行った場合~~又は同基準の八に適合するものとして市町村長に届け出た放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（基準該当放課後等デイサービス）を行う事業所（基準該当放課後等デイサービス事業所）において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合~~に、１日につき所定単位数を算定しているか。	
	（１の２）共生型放課後等デイサービス給付費を休業日に行う場合については、就学児に対し、授業終了後に、平成24年厚生労働省告示第269号の八の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス（指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう）を行う事業所（共生型放課後等デイサービス事業所）において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。	平24厚告122別表第３の１の注１の２ 平24厚告第269の八の二
	（１の３）基準該当放課後等デイサービス給付費（Ⅰ）及び（Ⅱ）を授業の終了後に行う場合については、就学児に対し、授業終了後に、平成24年厚生労働省告示第269号の八の三に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の３に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう）において基準該当放課後等デイサービス（同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう）を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。	平24厚告122別表第３の１の注１の３ 平24厚告第269の八の三
（休業日に行う場合）	（２）障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービス~~又は基準該当放課後等デイサービス~~を行う場合（重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合、共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。）及び~~又は~~重症心身障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合について	平24厚告122別表第３の１の注２ ~~平24厚告270の七~~ 平24厚告269の八のイ及びハ

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	は、就学児~~又は平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の七に定める児童（就学児等）~~に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位（障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合、共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。）については、平成24年厚生労働省告示第269号の八のイ及びハに適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）~~又は基準該当放課後等デイサービス事業所~~において、指定放課後等デイサービス~~又は基準該当放課後等デイサービス（指定放課後等デイサービス等）~~を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。	
	（２の２）共生型放課後等デイサービス給付費を休業日に行う場合については、就学児に対し、休業日に、平成２４年厚生労働省告示第２６９号の八の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。	平24厚告122別表第３の１の注２の２ 平24厚告第269の八の二
	（２の３）基準該当型放課後等デイサービス給付費（Ⅰ）及び（Ⅱ）を休業日に行う場合については、就学児に対し、休業日に、平成24年厚生労働省告示第269号の八の三に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。	平24厚告122別表第３の１の注２の３
（児童指導員等配置加算）	（３）障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業終了後に指定放課後等デイサービス~~又は基準該当放課後等デイサービス~~を行う場合（共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。）については、授業~~の~~終了後に、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の九に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、~~利用定員に応じ、~~指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に~~算定~~加算しているか。 イ　利用定員が10人以下の場合　９単位 ロ　利用定員が11人以上20人以下の場合　６単位 ハ　利用定員が21人以上の場合　４単位	平24厚告122別表第３の１の注３ 平24厚告269の九 平24厚告269の二の二準用

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	（４）障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービス~~又は基準該当放課後等デイサービス~~を行う場合（共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。）については、休業日に、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の九に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に~~算定~~加算しているか。 イ　利用定員が10人以下の場合　12単位 ロ　利用定員が11人以上20人以下の場合　８単位 ハ　利用定員が21人以上の場合　６単位	平24厚告122別表第３の１の注４ 平24厚告269の九 平24厚告269の二の二準用
（減算が行われる場合）	（５）放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。（ただし、③については、平成31年３月31日までの間は、算定しない。） ①　障害児の数又は従業者の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の三のイ又はロの表の上欄に該当する場合「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」で同表下欄に定める割合 ②　指定放課後等デイサービスの提供に当たって、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合　~~100分の95~~ （一）放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70 （二）放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50 ③　指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（指定放課後等デイサービス等）の提供に当たって、指定通所基準第71条、第72条の２又は第71条の６において準用する指定通所基準第26条第5項に規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合　100分の85	平24厚告122別表第３の１の注５ 平24厚告271の三のイ、ロ
（開所時間減算）	（６）障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービス~~又は基準該当放~~	平24厚告122別表第３の１の注

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	~~課後等デイサービス~~を行う場合（共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。）~~又は~~、重症心身障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合、共生型放課後等デイサービス給付費について休業日に行う場合又は基準該当放課後等デイサービス給付費（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）について休業日に行う場合に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、~~運営規程に定める~~営業時間（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（みなし基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。）（指定放課後等デイサービス事業所等）の場合には運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合はこれに準ずるもの。）が、平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の三のハの表の上欄に該当する場合には、所定単位数に同表下欄に定める割合を乗じて得た数を算定しているか。	6 平24厚告271の三のハ
（身体拘束廃止未実施減算）	（７）指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の２において準用する指定通所基準第44条第２項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算しているか。	平24厚告122別表第３の１の注７
	~~（７）児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において指定放課後等デイサービスを行った場合又は平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。~~ ~~イ　主として障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行った場合（ロに該当する場合を除く。）~~ ~~①　利用定員が10人以下の場合　205単位~~ ~~②　利用定員が11人以上20人以下の場合　102単位~~ ~~③　利用定員が21人以上の場合　68単位~~ ~~ロ　主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合~~ ~~①　利用定員が５人以下の場合　410単位~~	~~平24厚告122別表第３の１の注７~~ ~~平24厚告269の十~~

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	~~②　利用定員が６人の場合　342単位~~ ~~③　利用定員が７人の場合　293単位~~ ~~④　利用定員が８人の場合　256単位~~ ~~⑤　利用定員が９人の場合　228単位~~ ~~⑥　利用定員が10人の場合　205単位~~ ~~⑦　利用定員が11人以上の場合　102単位~~	
（児童指導員等加配加算（Ⅰ））	（８）常時見守りが必要な就学児~~等~~への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは平成24年厚生労働省告示第270号の七に定める基準に適合する専門職員（理学療法士等）、児童指導員若しくは平成24年厚生労働省告示第270号の七の二に適合する者（児童指導員等）又はその他の従業者~~指導員~~を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イの（1）又は（2）を算定する場合にあっては、（３）又は（４）の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等又は保育士を２以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、１日につき~~次に掲げる単位数を~~所定単位数~~に~~を加算しているか。~~ただし、重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合には算定していないか。~~ イ　障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合 ①　理学療法士等を配置する場合 ~~イ~~②　児童指導員等を配置する場合 ~~①（一）利用定員が10人以下の場合　195155単位~~ ~~②（二）利用定員が11人以上20人以下の場合　130103単位~~ ~~③（三）利用定員が21人以上の場合　7862単位~~ ~~ロ~~③　~~指導員~~その他の従業者を配置する場合 ~~①（一）利用定員が10人以下の場合　18391単位~~ ~~②（二）利用定員が11人以上20人以下の場合　12261単位~~ ~~③（三）利用定員が21人以上の場合　7336単位~~ ロ　重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合 ①　理学療法士等を配置する場合 ②　児童指導員等を配置する場合 ③　その他の従業者を配置する場合	平24厚告122別表第３の１の注８ 平24厚告270の七、七の二
（児童指導員等加	（９）障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業	平24厚告122別

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
配加算（Ⅱ））	の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。）の区分１の１若しくは区分１の２又は障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。）の区分１を算定する指定放課後等デイサービス事業所であって、常時見守りが必要な就学児への支援や就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者及び（８）の加算の算定に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イ又はロを算定する場合にあっては、（３）又は（４）の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員又は保育士を２以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（５）の②を算定している場合は、加算していないか。 イ　理学療法士等を配置する場合 ロ　児童指導員等を配置する場合 ハ　その他の従業者を配置する場合	表第３の１の注９
（看護職員加配加算）	（１０）平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 イ　看護職員加配加算（Ⅰ） ①　障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（②に該当する場合を除く） ②　主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合 ロ　看護職員加配加算（Ⅱ） ①　障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（②に該当する場合を除く。） ②　主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症	平24厚告122別表第３の１の注１０ 平24厚告269の十

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合 ハ　看護職員加配加算（Ⅲ） 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合	
（共生型サービス体制強化加算）	（１１）共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を１以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービス事業を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 イ　児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ１人以上配置した場合181単位 ロ　児童発達支援管理責任者を配置した場合103単位 ハ　保育士又は児童指導員を配置した場合78単位	平24厚告122別表第３の１の注１１
３　家庭連携加算	指定放課後等デイサービス事業所等~~又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の４において準用する同令第54条の６及び第54条の７の規定による基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。指定放課後等デイサービス事業所等）~~において、指定通所基準第66条、第71条の2において準用する指定通所基準第54条の２第１号、第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号又は第71条の~~２~~３の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者（放課後等デイサービス事業所等従業者）が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児~~等~~の居宅を訪問して就学児~~等~~及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月につき２回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス~~又は基準該当放課後等デイサービス（指定放課後等デイサービス等）~~等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第３の２の注
３の２　事業所内相談支援加算	指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児~~等~~及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に３の家庭連携加算又は４の訪問支援特別加算を算定している場合に算定していないか。	平24厚告122別表第３の２の２の注

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
4　訪問支援特別加算	指定放課後等デイサービス事業所等において継続して指定放課後等デイサービス等を利用する就学児~~等~~について、連続した５日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなかった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児~~等~~の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行った場合に、１月に２回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第３の３の注
5　利用者負担上限額管理加算	指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第３の４の注
6　福祉専門職員配置等加算	（１）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第71条の２において準用する指定通所基準第54条の２第１号、第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号の規定により置くべき従業者（共生型放課後等デイサービス事業所従業者）のうち、社会福祉士、介護福祉士~~又は~~、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第３の５の注１
	（２）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士~~又は~~、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合に算定していないか。	平24厚告122別表第３の５の注２

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	（３）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（２）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合に算定していないか。 ①　指定通所基準第~~71~~66条の規定により置くべき児童指導員~~又は~~、保育士若しくは障害福祉サービス経験者（児童指導員等）として配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。 ②　児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。	平24厚告122別表第３の５の注３
７　欠席時対応加算	指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児~~等~~が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児~~等~~又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児~~等~~の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う指定放課後等デイサービス事業所等において１月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、１月につき８回を限度として、所定単位数を算定しているか。	平24厚告122別表第３の６の注
８　特別支援加算	平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十一に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の八に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを受けた就学児~~等~~１人に対し、１日につき所定単位を加算しているか。ただし、２の（８）のイの①若しくはロの①若しくは（９）のイを算定している場合又は２の（11）のイ若しくはロを算定して	平24厚告122別表第３の７の注 平24厚告269の十一 平24厚告270の八

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	いない場合は、加算していないか。	
８－２　強度行動障害児支援加算	平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の八の二に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、平成24年厚生労働省告示第270号の八の三に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合は、加算していないか。	平24厚告122別表第３の７の２の注 平24厚告270の八の二 平24厚告270の八の三
９　医療連携体制加算	（１）医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員~~（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）~~を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児~~等~~に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児~~等~~に対し、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合又は第９の２の(10)の看護職員加配加算を算定している場合に算定していないか。	平24厚告122別表第３の８の注１
	（２）医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が２以上の就学児~~等~~に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児~~等~~に対し、１回の訪問につき８名を限度として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合又は第９の２の(10)の看護職員加配加算を算定している場合に算定していないか。	平24厚告122別表第３の８の注２
	（３）医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法附則第３条第１項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。）に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合又は第９の２の(10)の看護職員加配加算を算定している場合に算定していないか。	平24厚告122別表第３の８の注３
	（４）医療連携体制加算（Ⅳ）については、喀痰吸引等~~（社会福祉士及び介護福祉士法第２条第２項に~~	平24厚告122別表第３の８の注

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	~~規定する喀痰吸引等をいう。）~~が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児~~等~~１人に対し、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅴ）若しくは（Ⅵ）又は重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合若しくは第９の２（10）の看護職員加配加算を算定している~~医療連携体制加算（Ⅱ）又は重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う~~場合に算定していないか。	４
	（５）医療連携体制加算（Ⅴ）については、医療機関等との連携により、看護職員を放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して、１日当たりの訪問時間が４時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合若しくは第９の２の（10）の看護職員加配加算を算定している場合は、算定していないか。	平24厚告122別表第３の８の注５
	（６）医療連携体制加算（Ⅵ）については、医療機関等との連携により、看護職員を放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が２以上の障害児に対して、１日当たりの訪問時間が４時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８名を限度として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合若しくは第９の２の（10）の看護職員加配加算を算定している場合は、算定していないか。	平24厚告122別表第３の８の注６
10　送迎加算	（１）障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合については、就学児~~等~~（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等又は当該就学児~~等~~が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第３の９の注１
	（１の２）障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合及び第９の２の（10）の看護職員加配加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス事業所の看護職員を伴い、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道	平24厚告122別表第３の９の注１の２

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	につき37単位を所定単位数に加算しているか。	
	（２）重症心身障害児に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十一の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児等(重症心身障害児に限る。)に対して、その居宅等又は当該就学児等が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第３の９の注２ 平24厚告269の十一の二
	（３）障害児（重症心身所害児を除く）に対して行う場合及び重症心身障害児に対して行う場合については、指定放課後等デイサービス事業所等において行われる指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	平24厚告122別表第３の９の注３
11　延長支援加算	平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児等に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児等に対し、就学児等の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位を加算しているか。	平24厚告122別表第３の10の注 平24厚告269の十二
11の２　関係機関連携加算	（１）関係機関連携加算（Ⅰ）については、就学児等が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児等に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、第９の２の（11）のイ又はロを算定していない場合に算定していないか。	平24厚告122別表第３の10の２の注１
	（２）関係機関連携加算（Ⅱ）については、就学児等が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第３の10の２の注２

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
11の３　保育・教育等移行支援加算	障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うこととなった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算していないか。	平24厚告122別表第３の10の３の注
12　福祉・介護職員処遇改善加算	平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の九に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。）が、就学児~~等~~に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　２から11の２までにより算定した単位数の1000分の~~59~~81に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　２から11の２までにより算定した単位数の1000分の~~33~~59に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　２から11の２までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数 ~~ハ~~ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（~~Ⅲ~~Ⅳ）　~~ロ~~ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数 ~~ニ~~ホ　福祉・介護職員処遇改善加算（~~Ⅳ~~Ⅴ）　~~ロ~~ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数	平24厚告122別表第３の11の注 平24厚告270の九 平24厚告270の二準用
13　福祉・介護職員処遇改善特別加算	平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の十に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児~~等~~に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合にあっては、2から11の２までにより算定した単位数の1000分の11に相当す	平24厚告122別表第３の12の注 平24厚告270の十

主眼事項	着　眼　点	根拠法令
	る単位数を加算しているか。ただし、12の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定していないか。	